

石垣市結婚新生活支援補助金交付要綱

石垣市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和2年石垣市告示第75号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、新婚世帯に対する経済的支援を行うことにより、結婚に伴う経済的負担を軽減し、石垣市における若年層の移住・定住の促進に資するとともに少子化対策を目的として、予算の範囲内で石垣市結婚新生活支援補助金を交付するものとし、その補助について、石垣市補助金等交付規則（平成6年石垣市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金申請年度の前年度1月1日から事業終了日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅取得費用 婚姻を機に石垣市内で新たに住宅を取得する際に要した費用のうち、申請年度4月1日から事業終了日までの間に支払った費用をいう。ただし、土地購入代、住宅ローン手数料等、住宅の取得に付随する費用は、含めない。
- (3) 住宅賃借費用 婚姻を機に石垣市内で新たに住宅を賃借する際に要した費用のうち、申請年度4月1日から事業終了日までの間に支払った賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、駐車場代（賃料と切り分けができない場合を除く。）、住宅の清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料、契約一時金及び保証金等、住宅の賃借に付随する費用は、含めない。
- (4) リフォーム費用 婚姻を機に住宅のリフォームをする際に要した費用のうち、申請年度4月1日から事業終了日までの間に支払った住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に関する工事費用は、含めない。
- (5) 引越し費用 婚姻を機に行われた引越し費用のうち、申請年度4月1日から事業終了日までの間に支払った引越し業者又は運送業者への支払に係る費用をいう。ただし、自ら引越しを行うために使用する自動車の賃借料や燃料代等、引越しに協力した者への報償等、引越しに伴い発生する不用品の処分費は、含めない。
- (6) 補助対象経費 補助金申請年度中に新婚世帯が支払った住宅取得費用、住宅賃借費用、リフォーム費用及び引越し費用をいう。

（補助対象世帯）

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 所得証明書をもとに、補助金申請年度の前年分（申請の属する月が4月及び5月の

場合にあっては、補助金申請年度の前々年分とする。) の夫婦の所得を合算した金額が 500 万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。

- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が 39 歳以下であること。
 - (3) 補助金の申請時に、夫婦の双方又は一方が石垣市民であり、その者の住民票の住所が申請に係る住宅の所在地となっていること。
 - (4) 石垣市に 5 年以上継続して居住する意思があること。
 - (5) 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助(他の自治体における同様の補助を含む。)を受けたことがないこと。ただし、前年度この要綱に基づき補助金の交付を受けた世帯のうち、その交付決定額が補助上限額に達しなかった世帯については、この限りでない。
 - (6) 新婚世帯のいずれもが市税等の滞納をしていないこと。
 - (7) 新婚世帯のいずれもが石垣市暴力団排除条例(平成 23 年石垣市条例第 18 号)第 2 条に規定する暴力団員でないこと。
- 2 前項に定める世帯のほか、申請年度の前年度にこの要綱に基づき補助金の交付決定を受けた世帯で婚姻を継続している夫婦のうち、その交付額が次条第 1 項に規定する補助上限額に達しなかった世帯(以下「継続補助世帯」という。)については、補助の対象とすることができる。

(補助金の額等)

- 第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に相当する額を対象とし、予算の範囲内で 1 世帯当たり 30 万円を上限とする。ただし、夫婦共に婚姻日における年齢が 29 歳以下の世帯の場合は、予算の範囲内で 1 世帯当たり 60 万円を上限とする。
- 2 継続補助世帯の補助上限額は、前年度の補助上限額から当該年度において既に交付した補助金額を差し引いた額とする。
- 3 補助対象経費について、勤務先から手当等を受けている場合及び他の公的制度による補助等を受けている場合は、対象となる費用からその額を控除する。
- 4 第 1 項に規定する補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、石垣市結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第 1 号)又は石垣市結婚新生活支援補助金継続交付申請書(様式第 2 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、継続補助世帯にあっては、第 2 号から第 4 号までに掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 夫婦の住民票
- (2) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本(婚姻日が分かるもの)

- (3) 夫婦双方の所得証明書
- (4) 夫婦のうち貸与型奨学金の返済を行っている者については、貸与型奨学金の返済額が分かる書類
- (5) 夫婦双方の住宅手当等支給証明書（様式第3号）又は無職・無収入申立書兼誓約書（様式第4号）
- (6) 義務履行証明書
- (7) 住宅の売買契約書、工事請負契約書等、住宅取得に係る契約内容が確認できる書類の写し（住宅取得費用に係る申請を行う場合に限る。）
- (8) 住宅の賃貸借契約書等、住宅賃借に係る契約内容が確認できる書類の写し（住宅賃借費用に係る申請を行う場合に限る。）
- (9) リフォームに係る工事請負契約書、請書等の写し（リフォーム費用に係る申請を行う場合に限る。）
- (10) 引越費用に係る明細書等の写し（引越費用に係る申請を行う場合に限る。）
- (11) 誓約書兼同意書（様式第5号）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、石垣市結婚新生活支援補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。
(申請事項の変更及び決定)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに石垣市結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第7号）に、第5条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、石垣市結婚新生活支援補助金変更（交付・不交付）決定通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

(概算払請求)

第8条 補助対象者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、石垣市結婚新生活支援補助金概算払請求書（様式第9号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による概算払請求書の提出があった場合において、概算払をすることが適当であると認めたときは、補助金の一部（領収書等により支払実績が確認できる額）を概算払するものとする。

(実績報告及び補助金の交付請求)

第9条 補助対象者は、交付決定を受けた経費（変更交付決定を受けた場合は、変更交付決定を受けた経費）に係る支払を完了したときは、石垣市結婚新生活支援補助金実績報告書兼請求書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、交付決定年度末までに市長に報告しなければならない。

- (1) 交付決定を受けた経費（変更交付決定を受けた場合は、変更交付決定を受けた経費）に係る領収書等の写し
- (2) リフォーム費用に係る交付決定を受けている場合について、リフォーム前後の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定及び交付)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、石垣市結婚新生活支援補助金額確定通知書（様式第11号）により、補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により確定した額の補助金を交付するものとする。
(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
 - (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、石垣市結婚新生活支援補助金交付決定兼確定取消通知書（様式第12号）により補助対象者に通知するものとする。
(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、石垣市結婚新生活支援補助金返還請求書（様式第13号）により、補助対象者に対して期限を定めてその返還を命ずるものとする。
(報告等)

- 第13条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかるわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。
- 2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。
(効果の検証)

第14条 補助対象者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間は、市長が少子化対策及び移住・定住促進策を効果的に行うため必要に応じて実施する世帯状況調査に協力するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。